

特定地域づくり事業協同組合の認定等に関する事務取扱要領

令和7年5月23日 制 定

(趣旨)

第1条 この要領は福井県における特定地域づくり事業協同組合の認定等に関し、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）及び地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン（令和3年6月30日付総行地第93号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)（法第3条2項、施行規則第1条、第1項、3項）

第2条 福井県において特定地域づくり事業協同組合の認定を受けようとする事業協同組合は、申請書（様式第1号）に別表1に掲げる書類を添えて、福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(認定及び認定基準)（法第3条3～4項）

第3条 知事は、前条の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該事業協同組合を特定地域づくり事業協同組合として認定する。

1 事業協同組合の活動地区が次の（1）～（3）のいずれにも該当すること。

（1）地域人口の急減に直面している地域内であること

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域
- ・過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域
- ・その他、近年の人口の動向、高齢化の進行、若年層の減少、人口密度や事業所数等、様々な観点から、知事が認める地域

（2）福井県内の地区であって、かつ、自然的社会的条件から見て一体であると認められる地区であること。

（3）その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

2 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

（1）その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

（2）当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

- 3 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。なお、財産的基礎に関する判断規準については、別添のとおりとする。
- 4 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取り組みに関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

（市町の長の意見聴取）（法第3条5項、規則第1条第2項）

第4条 知事は、前条の認定をしようとするときは、あらかじめ申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

- 2 市町の長は、前項の意見を述べるときは、意見書（様式第4号）を知事に提出するものとする。
- 3 前項の意見書の提出にあたっては、市町の長は、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。ただし、対象となる事業者が存在しない場合はこの限りでない。
 - （1） 当該事業協同組合に係る関係事業者団体（前条第4項に規定する関係事業者団体をいう。）
 - （2） 当該市町において業務を行うシルバー人材センター
 - （3） 当該市町において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者（当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合に限る。）

（認定の通知及び公示）（法第3条第6項、規則第2条）

第5条 知事は、第3条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨並びに当該認定をした特定地域づくり事業協同組合に係る次の事項を公示するものとする。

- （1） 名称及び住所並びに代表者の氏名
- （2） 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- （3） 地区（活動地区）
- （4） 事業（事業内容）
- （5） 当該認定の有効期間の満了日
- （6） 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- （7） 第10条の規定により付された条件

（変更の認定等）（法第5条第1～4条、規則第3～4条）

第6条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、

知事の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更（次の１又は３の地域の住居表示等の変更に伴う変更）については、この限りでない。

- (１) 地区（活動地区）
 - (２) 事業（事業内容）
 - (３) 当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲
- ２ 前項の変更の認定を受けようとする特定地域づくり事業協同組合は変更に係る事項を記載した申請書（様式第１号）に別表１に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- ３ 第３条から第４条の規定は、第１項の変更の認定において準用する。
- ４ 知事は、第１項の変更の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

（変更の届出等）（法第５条第５項～６項）

第７条 特定地域づくり事業協同組合は、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は前条第１項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から起算して３０日を経過する日までの間に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (１) 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (２) 役員の氏名及び住所
 - (３) 特定地域づくり事業を行う事務所の名称及び所在地
- ２ 特定地域づくり事業協同組合は、前項の届出をするときは、変更届出書（様式第７号）に別表１に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- ３ 知事は、第１項の規定による届出（第１号又は第３号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、その旨及び当該変更に係る事項を公示するものとする。

（認定等の条件）（法第７条第１～２項）

第８条 知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定、変更の認定及び有効期間の更新にあたって、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、特定地域づくり事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させる場合における地域の限定又は地区外において事業を行う者の利用分量の総額の制限その他必要な条件を付すものとする。

（廃止の届出）（法第８条、規則第７条）

第９条 特定地域づくり事業協同組合は、特定地域づくり事業を廃止しようとするときは、当該事業を廃止しようとする日の３０日前までに、その旨を記載した廃止届出書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

(認定の失効) (法第9条1項、3項)

第10条 特定地域づくり事業協同組合について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該認定はその効力を失う。

- (1) 認定の有効期間が経過したとき (法第6条第4項の規定により従前の認定がなお効力を有することとされる場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。)
- (2) 前条の規定による特定地域づくり事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 特定地域づくり事業協同組合が解散したとき。
- (4) 特定地域づくり事業協同組合が特定地域づくり事業協同組合以外の中小企業等協同組合と合併したとき。

2 知事は、前項の規定により認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示するものとする。

(事業計画等) (法第11条第1項、規則第8条第1～2項)

第11条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、事業年度の開始の日の前日までに、特定地域づくり事業に関し事業計画 (様式第2号) 及び収支予算 (様式第3号) を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画 (様式第2号) 又は収支予算 (様式第3号) を知事に提出しなければならない。

(事業報告等) (法第11条第2項、規則第9条1～2項)

第12条 特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し 事業報告書 (様式第5号) 及び収支決算書 (様式第6号) を作成し、それぞれ次の期限までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の6月30日
- (2) 収支決算書 毎事業年度経過後3月が経過する日

2 前項の収支決算書については、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の提出をもって代えることができる。

(報告徴収及び立入検査) (法第12条第1～3項)

第13条 知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書 (様式第9号) を携帯し、関係者に提示するものとする。

(その他)

第 14 条 前条までの規定により難い場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 23 日から施行する。

(別添)

特定地域づくり事業協同組合の財産的基礎に関する判断基準

令和 7 年 5 月 2 3 日制定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第 3 条第 3 項第 3 号の基準「特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的基礎」のうち、財産的基礎に関する判断基準については、次のとおりとする。

派遣労働者数	基準資産額	現金・預金の額
		(※基準資産額の内数)
1 人	78 万円	64 万円
2 人	156 万円	128 万円
3 人	234 万円	192 万円
4 人	312 万円	256 万円
5 人	390 万円	320 万円
6 人	468 万円	384 万円
7 人	546 万円	448 万円
8 人	624 万円	512 万円
9 人	702 万円	576 万円
10 人	780 万円	640 万円

※派遣労働者とは、事業計画上において派遣労働者として雇用することが見込まれる人数をいう。